

農業振興地域整備計画書の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、男鹿農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告する。

併せて、同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び意見書に対する処理の結果を次により公告する。

当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第4項で準用する同法第12条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 24 日

男鹿市長 菅原 広二

1 提出された意見書の要旨及び意見書に対する処理の結果

意見書なし

2 変更後の男鹿市農業振興地域整備計画書の縦覧場所

男鹿市産業建設部農林水産課  
男鹿市船川港船川字泉台66番地1